

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖父母、父母、幼児を含む子3名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成23年3月から平成27年3月まで祖父母世帯と父母及び子3名の世帯との間に家族別離が生じたことを考慮して申立人祖父を代表として申立人ら世帯に対し月額3万円が、また、平成23年3月から平成26年3月まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して申立人母に対し月額3万円が、さらに、平成23年4月から平成30年3月まで子らの小学校通学の送迎について苦労があったことを考慮して申立人父を代表として申立人父母に対し月額5万円から1万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金515万4000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償

紛争解決センターに交付する。
令和4年9月26日

(仲介委員 永山 在浩)

別紙

損害項目	金額	期間	備考
日常生活障害慰謝料 増額分(X1)	1,470,000	自 平成23年3月11日 至 平成27年3月31日	X1を世帯代表者として増額。
日常生活障害慰謝料 増額分(X4)	1,134,000	自 平成23年3月11日 至 平成26年3月31日	
日常生活障害慰謝料 増額分(X3)	2,550,000	自 平成23年4月1日 至 平成30年3月31日	X3を、X3・X4の代表者として増額。